

官報

号外

昭和三十一年二月二十日

○第二十四回 参議院會議録第十二号

昭和三十一年二月二十日(月曜日)午前
十一時十九分開議

議事日程 第十二号

昭和三十一年二月二十日

午前十時開議

第一 憲法調査会法案(趣旨説明)

第二 昭和三十一年度一般会計予算
補正(第一号)

第三 昭和三十一年度特別会計予算
補正(特第4号)

第四 昭和三十一年度政府関係機関
予算補正(機第1号)

第五 捕獲審検所の検定の再審査
に關する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る十四日死去された議員三好英之君
に對し、去る十七日左の弔詞を贈呈し
た。

参議院は議員三位勲二等三好英之
君の長逝に對し、つつしんで
哀悼の意を表し、ちやうやく弔詞
をささげます。

去る十七日議長において、左の常任委
員の辭任を許可した。

地方行政委員 大屋 晋三君
同 小林 政夫君

同日参議院運営委員会において当選した
理事は左の通りである。

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

地方行政委員 伊能 芳雄君
岸 良一君

同 後藤 文夫君
大屋 晋三君

同 大谷 實雄君
三橋 八次郎君

同 菊田 七平君
小林 政夫君

同 片柳 眞吉君
守江 守江君

同 文政委員 吉田 萬次君
龜田 得治君

同 農林水産委員 小野 義夫君
高橋 進太郎君

同 予算委員 齋藤 孝君

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

食糧管理特別会計の昭和三十年度に
おける損失をうめるための措置に關
する法律案

大蔵委員会に付託

農業改良資金助成法案

農林水産委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正す
る法律案

特定物資輸入臨時措置法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

大蔵省関係法令の整理に關する法律
の一部を改正する法律案

在外公館等借入金金の返済の準備に關
する法律を廃止する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正す
る法律案

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

捕獲審検所の検定の再審査に關する
法律の一部を改正する法律案可決報
告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律
案

日本国有鉄道に對する政府貸付金の
償還期限の延期に關する法律の一部
を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律
案

日本国有鉄道に對する政府貸付金の
償還期限の延期に關する法律の一部
を改正する法律案

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

同日議長において、左の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを委員
会に付託した。

去る十五日議長は内閣総理大臣宛、左
の者を第二十四回国会政府委員に任
命することを承認した旨回答した。

日本専売公 大月 高君

社監理官

去る十六日議長は内閣総理大臣宛、左
の者を第二十四回国会政府委員に任
命することを承認した旨回答した。

外務省移住局 石井 喬君

長事務代理

運輸大臣官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

運輸省官房長 朝田 靜夫君

昭和三十一年二月二十日 参議院會議録第十二号 會議 憲法調査会法案(趣旨説明)

同日労働政務次官菊田七平君は退官のため政府委員は自然消滅となった。
一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

伊能 芳雄君
木村篤太郎君
武藤 常介君
三浦 義雄君
森崎 隆君
松澤 兼人君
相馬 助治君
高橋 道男君
高木 正夫君
小林 政夫君
片柳 眞吉君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

藤野 繁雄君
井村 徳二君
宮澤 喜一君
酒井 利雄君
岡田 宗司君
赤松 常子君
永岡 光次君
北 勝太郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
後藤 文夫君
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
労働省設置法等の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
北海道開発公庫法案
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和三十一年度一般会計予算補正(第1号)、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)及び昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)可決報告書

去る十七日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

労働政務次官 武藤 常介君
一昨十八日内閣総理大臣から議長宛、労働政務次官武藤常介君(前掲の議長承認のとおり)を同日付をもって第二十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、憲法調査会法案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、衆議院の発議者からその趣旨説明を求めます。衆議院議員山崎巖君。

〔衆議院議員山崎巖君登壇、拍手〕

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま議題となりました憲法調査会法案につきまして、提案の理由と本法律案の概要について御説明を申し上げたいと存じます。

現行憲法が民主主義と平和主義並びに基本的人権の尊重に、その基本的原則を貫く点におきましては、何人もこれを不可とするものはないと信じます。しかしながら現行憲法が昭和二十一年占領の初期において、連合国最高司令官の要請に基き、きわめて短期間に立案制定せられたものであり、真に

国民の自由意思によるものにあらずることは否定しがたき事実であります。さらにまた、過去約九十年におけるこれが実施の経験にかんがみまして、わが国情に照らし種々検討を要すべき点の存すること、これを認めなければならぬことと存するのであります。

ここにおきまして、この際、新たな国民的立場に立つて現行日本国憲法に全面的検討を加えますことは、わが国独立の完成のためにも、はたまた再建日本将来の繁栄と国民福祉の向上のためにも、きわめて重要なことであり、そのためには、すみやかに有力なる憲法の調査審議機関を設けることが必要であると考へまして、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

本法律案は、右の趣旨に基き日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議するための機関として憲法調査会を設けんとするものでございまして、その構成につきましては、憲法問題の重大性にかんがみまして、広く衆知を集め、公正なる世論を反映せしむるために、国会議員三十名及び学識経験ある者二十名、合計五十名以内の委員をもって組織することとしたしております。副会長二名を置くことになつてお

名、副会長二名を置くことになつておりますが、いずれも委員の互選によることとしたしております。右のほか調査会には、専門委員及び幹事を置くことと、事務局を設けることとし、事務局長以下の職員をして事務を処理することとしたしておりますのでござい

ます。この調査会は、これを内閣に置くのであります。その運営につきましては、特別の諮問を待つことなく、あくまで自主的な立場において調査審

議せんとするものであり、その結果については、内閣または内閣を通じて国会に報告することとしたしております。

以上が、本法律案提出の理由並びに法律案の要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを切望いたします次第でございまして。(拍手)

○議長(河井彌八君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして。順次発言を許します。青木一男君。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 ただいま憲法調査会法案の提案理由を伺つたのであります。その説明がいささか簡明であつたので、私は提案者に対し若干の質疑をいたします。

第一は、現行憲法制定の沿革とその性格についてである。旧自由党の憲法調査会が松本浩治博士の講演を聴取したが、それによると、幣原内閣成立直後、マッカーサーから憲法改正案の提出を命ぜられた。内閣は、松本博士を担当國務大臣として原案を作成し、司令部に提出したところ、マッカーサーは、一顧の価値なしとしてこれを却下し、あらためて自分の手で作成した日本憲法改正要綱を交付し、約十日の猶予期間内に政府の賛否の回答を求めたのである。これを受け取つた内閣諸公は、内容の峻厳なるに色を失つたといふことである。松本國務大臣の手で急遽修正案を作り提出したところ、わずかに国会の一院制を二院制に改めること、土地の国有を取りやめること

の二点の修正が認められただけで、その他の修正は全部一蹴され、マッカー

サーの原案をそのまま法文化すること

を命ぜられたのである。要するに、降伏文書において、日本の国権の発動はすべて占領軍司令官の命令下に置かれることを約束した結果、右の命令にも服せざるを得なかつたものであります。従つて憲法改正案は、政府の案として発表されたけれども、内容において、マッカーサーの原案そのままであり

ます。

社会党の諸君は、国会が何カ月もかけて審議し、可決したものであるから、押しつけられた憲法ではないと主張しているようであります。しかし国会の審議には大きな制約があつて、修正案の提出にはすべて司令部の同意が必要とされ、またマッカーサーの原案の骨子には、一指を染めることも許されなかつたのであります。従つて国会は、問題の核心に触れない枝葉末節の点や用語の誤謬に日教をかけたわけでありまして、私はこれをもち、議員が自由意思によつて審議決定したものと解し得ないのであります。(拍手)

また社会党の諸君は、原案の賛否までも命令を受けたものではないから、当時の賛成議員に政治的責任があると主張されているようであります。しかし、当時もし国会が憲法改正案を否決したならば、占領軍はあるいは日本の直接統治を企図したかもしれませんが、また当時の議員諸君は、憲法の改正によつて、ポツダム宣言で要求された民主化の形を整へ、一日も早く占領を脱却したいという念願から、心ならずも賛成した人が少くなかつたと思われるのであります。その意味で彼らは責任を果しており、今日ではわれわれに責任が引き継がれているのであります。

す。自分の意に満たない案に賛成する
ということは不思議に思われますけれ
ども、当時は、一國の總理大臣が司令
部に伺候して、一大佐の指示を受けて
國政を處理するといふやうな異例の時
代であつたことを忘れてはならないの
であります。

西ドイツにおいても、わが国と同じ
憲法改正問題が起つたのであるが、政
治家も學者も一致して、國家の獨立も
なく、國民の自由意思もなき占領下
において、永久憲法を制定することが
ことは思いもよらないと言つて反對し
た。そこで憲法にかえて、占領期間だ
け効力のある基本法を制定したのであ
るが、この基本法の中には、本法は西
ドイツが獨立を回復し、みずからの手
で憲法を制定したときに、その効力を
失ふと規定してゐるのであります。こ
れが憲法の正しい姿を示したものであ
ります。しかるにわが國では、占領下
に永久憲法が制定され、かつ改正手続
をきつめて困難にしているのは、不幸
であつたと申さねばなりません。しか
しわれわれは、この困難に陥つてはな
らない。憲法は、國家統治の基本であ
るから、獨立を回復した今日、これに
全面的な再検討を加へ、國民の自由な
意思に基いて改むべきは改めるのが憲
法の本質上、はたまた國民の感情から
も當然の措置であり、また子孫に對す
るわれわれの責務であると思ひが、提
案者の御所見を伺いたないのでありま
す。

せん。しかし日本の國情に通じない外
國の軍人が短期間に立案したものが、
完全無欠であつたならば、それこそ一
大奇跡であります。新憲法実施十年の
經驗に徴し、わが國情に適しない点が
あることは、良識ある國民のひとしく
認めておるところであります。

社會黨左派が、昨年五月公表した綱
領の二十六ページには、中央議會では
安定した絶對多數の上に立つて、社會
主義の原則に従つて、憲法を改正し、
基本的な産業の國有化または公有化を
確立し、行政、司法の諸機關や、教
育、新聞、出版、放送などの諸機關を
社會主義の方向に適応させる、と述べ
てゐる。これは社會黨の諸君も、現行
憲法を完全なものと思つてゐない証
である。(拍手)ただ、自分たちが天下
を取つたならば思ひ切つて改正する、
それまでは反對だといふことは、ま
ことに得手勝手な主張であり、社會黨の
改正反對は、要するに黨利黨略の便宜
論であることを白ししてゐるものであ
る。(拍手)われわれは眞に國家民族百
年の計のために、憲法の再検討をしよ
うと思つてゐるのであります。

化、機械の封印による日本工業の抑圧
等、いろいろの方面に具體化されたけ
れども、その根本は、憲法の改正に
あつたのであります。日本の弱体化を
指導理念とした憲法が、そのままで、
日本國家の興隆繁榮と國民の福祉の目
的に完全に合致することは、本來期待
しがたいのであります。われわれ
はこの弱体化政策の旧套を脱ぎ捨て、
眞に國民幸福に合致するように憲法を
再検討すべきであると思ひが、提案者
のこの點の認識を伺いたないのであり
ます。(拍手)

第三は、調査及び改正の方向につ
てである。近來學界や政界で盛んに憲
法の研究が行われ、改正私案が續々発
表されてゐる。しかし政黨の黨議とし
て定めたやうなものは一つもありません。
旧自由黨でも憲法調査會を作つた
が、その調査の主力は、問題點の所在
を明らかにすることに注がれたのであ
ります。委員の意見交換は活発に行わ
れたけれども、具體案を調査會の總會
に付議したものではない。いわんや、
黨議決定などあるはずはない。旧民主
黨でも同様であつたと思ひます。従つ
て、黨員個人の意見はあつても、黨と
しては白紙である。しかるがゆゑに、
本調査會設置の意義が存するのであり
ます。しかるに憲法擁護論者は、すで
に結論が出てゐるものと勝手に予断
して、これを根拠として反對論を展開し
てゐる。中には、われわれの党内で何
人も考えたことのないやうな改正方向
をすらでつち上げて、反對の口実にし
てゐるのは、迷惑しごくであります。

訳語の意味が、今もつてはつきりいた
しておりません。先日多數人の専門學
者の見解を徵したところ、外國には物に
ついて國の象徴といふ觀念はあるが、
人についての用例は存しないとのこと
で、依然要領を得なかつたのでありま
す。そこでわれわれの間では、そんな
あいまいな象徴よりも、元首の方が
はつきりしてよいではないかという問
題がはつきりいたしてゐます。元首
は對外的に國を代表するものをさし、
各國共通の用語であるからでありま
す。もちろんわが党内にも象徴のまま
でよいといふ論者もございます。た
だ、ここではつきり申し上げておきた
いは、わが党内には、憲法前文中の
「主權が國民に存することを宣言し、」
とある民主國家の基本について、疑義
や反對を抱く論者は一人も存しない
といふ一事であります。また天皇に、政
治上の實權を与えるやうな改正を考
へてゐる者もございません。しかるに擁
護論者が、元首説は天皇主權にかな
らずして反對してゐるのは、不可解で
あります。これらの論者は、民主國に
も元首があり、元首と主權の所在とは
無關係の觀念であることを知らないの
か、さもなければ、故意に改正論を傷
つけるための惡意の宣傳であると断ぜ
ざるを得ないのであります。

次に、第九條の戰爭放棄の條文につ
いてである。この條文の解釈について
は、世上いろいろの説があり、わが黨
内でも見解が必ずしも一致してゐない
ことは事實であります。私は、本條文
は自衛のための戰力の保持を禁じたも
のではないと解してゐる。しかしマッ
カーサーが本條を考案したのは、世界
の平和を亂した日本に對する懲罰とし

て、また同じことを繰り返すことのな
い保障として、換言すれば、日本の弱
体化のために戰力の保持を禁じたもの
と考へるはかりはありません。あるいは
世界の平和攪亂者は日本とドイツであ
るから、この兩者を再起できないやう
にしてあげば、世界の平和が維持され
ると考へたのかも知れません。しかし
とすれば、それはあまりにも甘い考
え方であり、わが憲法の前文に「平
和を愛する諸國民の公正と信義に信頼
して、われらの安全と生存を保持し
ようと決意した」と述べてゐるけれど
も、世界の現状を直視するとき、この
わが國民の大悲願の達成がいかに至難
であるかを思わざるを得ないのであり
ます。今や國際共產主義の世界制覇の
脅威は、ひしひしとわれわれの近くに
迫つてゐます。世界の強國は、國
力を傾けて軍備の増強に狂奔してい
る。かかる現実に直面して、日本だけ
がまる裸でいて、どうしてその安全を
保ち得るでありましょか。憲法の條
文だけで平和を守ることが困難であり
ます。

そもそも國家の自衛は、動物の自衛
と同じく、國家の本能であつて、憲法
以前の存在である。いやしくも國家と
いふ以上、自衛機構を備へることは必
然の要求であり、現代國家にして軍隊
を持たない國は一つもなく、また古來
そんな國は一つもなかつた。しかるに
日本だけ、どうして唯一の例外となり
得るか、私はその理由を発見すること
はできません。

この點について憲法擁護論者は、い
ろいろの説明をしてゐます。まず、
日本には暴動、内亂や外敵のおそれ
がないから、防衛力を持つ必要がないと

説く者があるけれども、私はその論者の保証に信頼し、安心することはできない。むしろ、この点を力説されればされるほど、ある意味の薄気味悪さを感ずるものであります。また、わが国が軍隊を持てば、かえって外敵の侵入を誘発すると説く人があるが、これは戸締りをする、かえってどうぼうにわらわれるという論と同じで、常識では理解できません。次に、現代の防衛は、共同防衛体制下に行われるものであるから、みずから軍隊を持たなくともよいと説く者がある。しかし共同防衛といつても、ある期間には自力でささえることを前提とするものであり、論者の説は、会費を出さずにごちそうだけを食ふよとする虫のよい案であります。

次に、原子兵器の現代において、わずかの軍力を持っても意味がないと説く者がある。これは一応考えさせるものを含んでいる。われわれも国力に応じて防衛力をきめるべきであると考え、わが国力はきわめて貧弱なことも認めざるを得ません。従つて、わが国の防衛力が微力なものであることは当然であるけれども、しかるがゆえに、防衛力が無用なりとの結論を生むものではありません。わが国の防衛力につき、ある外国の評論家は、日本の防衛力は、ショー・ウィンドーのガラスのようなものだ、暴力に對し安全とはいえないが、それなりに役目を果たしているといふ批評した。まことにうがち得て妙な事と思ひます。微力な防衛力は無用だといふ論は、ショー・ウィンドーのガラスをすべて取り払ふと主張するにひとしいのであります。

最後に、われわれがどうしても承服し得ないのは、日本が軍備を持てば再び侵略戦争を始めるかもしれないといふ宣伝であります。われわれは憲法前文に掲げた恒久的の平和を念願するといふ平和主義、第九条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」という平和主義の理念に對しては、党をあげて絶対的支持を表明するものであります。わが党内に限らず、侵略戦争などというものを考えている国民は今日一人もないことを確信します。客観的に見ても、国防資源の極度に貧弱なわが国力で、かようなことのある得ないことは自明のことであり、さうするに、憲法の改正は、戦争に直結するごとく説いて、戦争の恐怖感からまだ脱していない国民の感情に訴へているのは、改正論者の真意を曲げた悪意の宣伝であります。

要するに国家存立の基本につき憲法上の疑義を残しておくのはよろしくない。憲法改正案の審議に当り、野坂参三君は、防衛力なき国家はあり得ないとして反対した。ソ連の全権は、サンフランシスコの講和会議で、日本がある程度の軍隊を持つべきことを主張した。中共の周恩来首相は、社会党を含むわが国の議員団に對し、日本も獨立を回復した以上、軍隊を持つのは当然であると演説した。私は社会党や共産党の諸君が、進んで憲法第九条の再検討に参加されんことを希望するものであります。(それは無理だ)と呼ぶ者あり)

次に、第三章の国民の権利義務については、わが国の憲法のように国民の権利のみを盛りだくさんに並べ、義務については、納税の義務等をわずかに規定しているのは、世界に例がありません。これは国家輕視の占領政策に基因するものであるが、しかし憲法中に文化国家、福祉国家の理想をにぎやかに掲げて、国家の安全と国力の増進なくしては、何一つ達成しがたいことも明白であります。この見地に立つて、国民の権利義務につき再検討を加えるのは当然である。反対論者が第三章の改正によつて、国民の人権や自由を對し、不当な制限を企図しているのと説いているのは、これまた根拠なき宣伝であります。共產主義国と異なり、われわれはあくまでも国民の人権と自由を尊重すべきものと考へて、前記のごとく社会党の綱領による。社会党は、憲法を改正して新聞、出版、放送などの言論までも統制する意圖を示しているものであるが、私どもはさうなことは毛頭考へていないのであります。

国土の防衛は、憲法以前から存する国民の当然の義務であつて、世界の憲法で、これを規定していないのは、わが国の憲法だけである。従つてこの点の再検討を要するけれども、私は徴兵の制度はとるべきでないと思へて、旧自由党の調査会でも、この説が圧倒的でありました。しかるに反対論者が、憲法を改正すれば、すぐ徴兵制に戻ることと宣伝し、民心にこびよるとしているのは、われわれをしいるのにはなだしいものであります。家族制度についても、現行憲法が家の觀念を否認し、親子の關係を輕視している点で再検討を要すると思へるけれども、しかしわが党においても、男女同權の理念に反對したり、戸主權の復活を夢みているような者は一人もありません。反対論者が、憲法を改正すれば、従来の家族制度そのものが復活することと説くのも、これまた事實を曲げた独断であります。そこで私は、憲法を全面的に再検討するといひつても、現行憲法のすぐれた点はもちろん残すべきであり、ことに主權在民、民主主義、平和主義、人權尊重主義のごとき長所は、あくまでも維持尊重する建前を進むべきものと思へるが、この点、提案者の信念をお伺いします。

第四に、調査会においては今申し上げた根本方針のもとに、国家の興隆と国民の福祉を永久に増進するという見地から、白紙の立場で憲法を再検討すべきであると思ふ。その場合、從來各方面で研究された私案も参考資料としては大いに利用すべきであるが、しかし手断や先入觀をもつて臨んではならぬ。改正反対論者の意見も十分反映させて、公正妥當な結論を生むことを念願とすべきである。従つて委員の中には、社会党の諸君を初め改正反対論者も加えて、国家の將來のため率直活発な論議を戦わすべきであると考へるが、この点についての提案者の腹案を伺いたい。

昨日社会党の鈴木委員長は、憲法擁護運動を憲法改悪反対運動に切りかえたと言明した。社会党が天下を取つたときは、憲法の大改正を行うと声明した以上、従来のように憲法改正反対といふのでは、筋の通らないことをお認めになつたのであります。改悪反対といふことなら、私も同感であります。しかし、何が改悪か、何が改善かといふことで、依然意見は分れるのであります。しかし一致するものもありましょう。その点をじっくり話し合ふために、調査会はまことによき機会でありました。社会党の諸君も、本調査会法案に賛成することと、進んで本調査会に参加されんことを希望して、私の質問を終ります。(拍手)

○衆議院議員(山崎肇君) 青木さんの提案者に対しては、御質問に對して、御答弁を申し述べたいと思ひます。先ほど提案理由の説明において申し上げました通りに、私も本調査会を設置せんとするゆえんのもの、現行憲法が占領の初期におきまして、連合国最高司令官の強力なる要請によつて、しかも、きわめて短期間に制定された事情にかんがみまして、また、その後施行の経験から申し上げてみましても、新たな国民的立場に立つて、現行憲法に再検討を加へることは、きわめて緊要なりと考へたからであります。しこりして憲法の検討に當りましたは、提案理由に申し上げましたように、国家の繁榮と國民福祉の向上をはかることを主目的とするべきことは、ただいま青木さんの御主張の通りだと思ひます。

また、青木さんは天皇の地位、あるいは戦争放棄の第九条の問題、あるいは國民の権利義務の問題等につきまして、種々御所見がございましたが、大体において私も同感であり、この趣旨よりいたしまして、民主主義、平和主義、並びに基本的人權尊重の三原則は、憲法検討の際、われわれの堅持すべき基本原則であるのみならず、私どもといひましても、ますますこの精神を伸張していきたいと思へて、この次第であります。

るといわれております。すなわち日本、朝鮮、台湾を含むこの構想は、日本の憲法改正をしない限り、あくまでも構想にとどまらざるを得ないというのであります。吉田前首相がある席上で、憲法を改正しなかつたために日本は朝鮮出兵を押しつけられたために済んだじやないかといつて手柄話をされたという。吉田前首相の功罪は別として、これはまさに傾軋に値する話である。すなわち現憲法下でも軍隊を持てる主権を主張する政府が、さらに進んで改正を強行した結果出てくるものは、海外派兵、防衛機構への参加である。首相がもし真にその言通り、独立国にふさわしい自主憲法を念とされるならば、日本の今日置かれてある立場を直視し、まずその隷属せる状態を断ち切ることに全努力を傾注すべきである。

(拍手)これなくして行われる憲法改正への第一歩は、国民が断じて侵すまいと決意している戦争に再びかり立てられる道を開くものである。自主憲法は、まず日本の完全独立から、日本の独立は、まず不平等な講和条約の改訂、安保、行政協定の廃棄である。あえて首相の所信をお尋ねします。

(拍手)さらに私は、提案者並びに総理に尋ねをいたします。元来憲法は、国民が政府を制約する目的をもつて制定するものであり、そのことは憲法の前文におきまして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあることを見ても明らかであります。しかるに今回提案せられた法案によれば、「調査会はこれを内閣

に設置する」とあり、しかもその委員は内閣が任命するとなつておるのであります。その任命に當つてみずからの恣意によつてその結論をみずからの志向するところに拉致する任命が行えるのであります。立案そのものが国会の結論に影響を与えることについては、経験上何人もこれを否定し得ない事実からすれば、この内閣に設けられるといふこと自体に重大な誤まりを持つものであり、本調査会は諸問を待たず審議を進めるものであるなどという政府の説明を、単なる見せかけだけであると言わなければなりません。この点について、提案者並びに首相の御答弁を承わりたい。

私は想起する。かつて日本が太平洋戦争遂行中、鳩山首相は、時の権力に抗し、真贋政治に屈せず、最後の一人となつた。きせんとして節操を守り抜いた態度、心ある国民の讃仰的であつた。しかるに今日の鳩山首相は、在野時代は、自衛隊は憲法違反であると言ひ、憲法改正を要すると言ひながら、首相の地位につくや、軍隊を持つことは憲法違反にあらずと変節をあえてした。鳩山首相はこの変節について、現在の憲法下で、自衛隊の法律が国会を通過したのだから、憲法違反にはならないと解釈するに至つたと言われるのである。これはど国民を愚弄するのではありません。もつとも、日ソ国交回復についての談話、憲法に反対だと言ひ切つたあとで、問責決議案を突きつけられるや、こともなげに取り消したりする、一体一國の総理ともあるものが、あぜんとするほどあつさり取り消しをやり、豹変をやり、陳謝して省みない姿は、何のことはない、初代総裁になりたいためばかりと国民は見ているのである。(拍手)一体この態度は、眼中国家国民ある態度だといえるでありましょか。お家芸が、立身出世を事とするのは自由である。しかしそのために起る国家国民の不幸は看過できないのであります。首相今日までの失言と取り消しは、まさしく首相の座に居する資格なしと申し上げても、あえて過言ではあるまい。首相の釈明をお伺いしたい。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御質問に対してお答えをいたします。第一に、現内閣は社会保障制度に力をあまた注がないやうなお話がございます。したけれど、現内閣はたびたび議場で説明をいたします通りに、社会保障制度にも十分の力を注いでいるつもりでございます。(つもらりやだめだと呼ぶ者あり)

第二に、憲法の改正は、独立完成後は自由と国民の意思によつてきめた方がいいと考えておりますので、独立完成後に憲法の改正案を提出したわけでございます。

ただいまの御質問の千葉君のお話は、安保条約ができ、行政協定がある場合においては、その検討の自由がないうやうなお話がありました。安保条約あるいは行政協定は、憲法の改正について少しの自由も制限をしておけません。そしてアメリカから憲法の改正につき何らの要請もございません。

第四に、東北アジア防衛機構というやうなお話がありましたが、日本が、朝鮮、台湾等に対しての防衛参加への道を開くことにはならないかというやうなお話がありましたが、さういふやうな考え方は全くないのであります。全然これは杞憂のお考えでございます。最後に、自衛隊についてのお話がありました。たびたび申し上げておりますから、自衛隊についての弁明はいたしません。

○衆議院議員(山崎巖君) 千葉さんのただいまの御質問に対してお答えをいたしたいと存じます。

現行憲法の制定の際に、これに賛成せられた方々の御批判がございまして、相当の理由があつたことと拝察をいたすのであります。しかも今回は、現行憲法をその後の国情に應じ、民主主義、平和主義並びに基本的人権の尊重と、その長所は、これを尊重、擁護しつつ検討を加えんとするものでございまして、何ら差しつかえないことであると信じます。本調査会を設置し、憲法の検討を加えますことは、鳩山首相から御説明のございましたやうに、アメリカの要請や強制によつて憲法を改正しようとするものではないと断じてございませぬ。(改正案を出したと言つてゐるぞと呼ぶ者あり)自主独立に対する私どもの押えがたい熱情から憲法を全面的に検討せんとするものであります。御所見のごとく安保条約や行政協定をやめてからならぬければ、憲法を再検討しなからぬといふことは理由のないことであると思ひます。

本調査会を国会に置かずして、これを内閣に置きましたことについて、御質問でございしましたが、このことにつ

きましては、提案理由に申し上げましたやうに、今回の調査会の委員は、国会議員のほか、学識経験者を同列として組織することに相なつております。さういふ調査会は、これを内閣に置くことがもつとも適切であり、また前例から見ても、妥当なやり方であると考へたからであります。しつこくして、これを内閣に置きましたも、提案理由説明で申し上げましたやうに、広く国内の衆知を集め、自主的に、かつ民主的のルールに従つてこれを運営することに相なつております。また調査、審議の結果も国会へ報告することに相なつております。従ひまして、特に行政の意向がこの調査会に強く反映するやうなことは絶対にないものと確信をいたしております。

以上をもつてお答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいま私の発言中に、憲法改正案を出したといふことは間違ひでありまして、そのことは憲法調査会を出したといふことではあります。誤解を、言ひ間違ひがありましたから、訂正をしておきます。

○議長(河井彌八君) 廣瀬久忠君。

○廣瀬久忠君 憲法調査会法案は、前国会、本議場において私も質問をいたしましたのでありますから、本法案に対しては、本日は一言だけ希望を述べるとどめておきます。

本調査会が、国会が国民に対して発議する憲法改正原案の資料となるべきものを作成するといふのであります。しかし、調査会を内閣に置くことが適当と思ひますが、しかし調査及びその資

この機会に、私は鳩山首相に対して、憲法改正に関する所見を伺いたいのであります。首相の憲法に関する御意見は、断片的にはこれを承知いたしておりますが、本日は、今世間で問題になっている重要なものにつきまして、私の議員としての意見をもつてこれを質問し、これをはつきりとしていただきたいのであります。一体現行の日本国の憲法の基礎となりましてマッカーサー司令部の草案作成、その基本方針というものは、日本の非武装化でありました。憲法の第九条は、議会の修正を受けましたが、今日においても自衛隊の合憲、違憲の議論が絶えずあります。元来、日本無防備を目的

とするとこの憲法の前文及び憲法第九条の基調は、これは平和主義の行き過ぎであると思ひます。今やその是正は当然であると思ひます。平和主義の行き過ぎは正、これについて首相に対し、まず自衛の軍備についてお尋ねをいたします。私は世界の平和を念願とするものであります。原水爆の禁止であるとかあるいは軍備の縮小が、国際法及び国際条約によつて実現する日の一日もすみやかならんことを熱望いたします。しかしながら遺憾でありますけれども、国際紛争は常に現実であります。われわれの政治は、この現実を無視することはできません。世界の独立

りまして、国連当局がわが国に力の分担を要求する場合、これに応ずるの態度と準備の軍を持つのは当然であります。国連の規約が、力の分担を強制せざるを理由として、力の分担の免除を予定するがごときことはわが国としてなすべきことではありません。かく考えてきますと、わが国は独立国としても、また国連加盟を予定する国としても、自衛の軍を持つのは当然であるかと信じます。私は憲法改正に当り前文の一部及び第九条を改めまして、侵略戦争は放棄するが、自衛の軍はこれを保持ののだということを憲法上はつきりとすべきであると思いますが、首相の所見を伺います。

次に、自衛の軍の性格について伺いたい。私の考えている自衛の軍は、国民の軍であつて、天皇の軍ではない。国民の軍とは、国会及びその監督下の内閣が、軍に関する一切の事項を掌理する建前の軍であります。政治優先の原則に従ひまして、民主的管理に服する軍であります。すなわち、軍令も軍政も、ともに内閣に属するを建前として、最も重大な事項は、国会の決定を先に受けることとし、その他は内閣に行われしめ、すべて文官大臣をしてこれを所管せしむるのであります。もちろん内閣は、国会に対し全責任を負担する建前であります。かくのごとき構想の

て、軍を制御しておる以上は、断じて、国会と内閣がしつかりしておる。さよふの心配はないと信ずるのであります。もしこれを疑う者は、国会及び内閣に信を置かない者であります。私は信を国会及び内閣に置いて、国民の軍の組織を遺憾なからしめたいと思ひます。首相の所見を伺います。

次に、徴兵問題についてお尋ねをする。私は、日本国民全部が国家防衛の義務を負うべきことを憲法上明らかにすべきであるとしておるものであります。しこうして徴兵の問題は、国会の判断によつて、国の内外の情勢がこれを必要とする場合に、国会が法律をもつて定むべきものであると信ずるのであります。

であります。徴兵問題は、憲法改正後の問題であります。でありますから憲法第九条を改正し、自衛軍を持つこととしても、国家防衛の義務を憲法上設けても、必然的に徴兵制度をしくものではなく、徴兵制度存否の問題は、一に将来の国会の判断にまかすべきであると信じます。当分その必要を私は認めません。首相の所見を伺いたい。

次に、憲法改正と民主主義との関係についてお尋ねする。改正反対論者は改正論者を非難して、天皇主権に改正論者は返すであらうとか、民主主義を輕んずるであらうとか、基本的人権をじゅうりんするであらうなどと申すの

次に、私は憲法改正と民主主義の行
き過ぎについてお尋ねをする。現行憲
法の基礎であるところの草案をマッ
カーサー司令部が作成するに當つて、
国民の権利保障に非常に力を注いだ
のであります。そのために基本的な
権のわが憲法上の条章は、諸外国憲法
にその例を見ないほど高度のものであ
ります。基本的人権の尊重は、民主主
義実現のために大いに喜ぶべきことで
あり、もとより私も大賛成であります。
しかしながら、基本的人権を憲法
上に書いただけでは意味をなさぬので

あります。要は、基本的人権の保護並びに実現に万全を期さなければならぬのであります。これがためには、まず憲法上に、基本的人権に秩序あらしめたる規定を設けなければなりません。すなわち、何人も他人の権利の享有を尊重し、社会の平和を保持し、公共の福祉の維持及び増進に協力せなければならぬとするがごときであります。しかるにこの憲法は、人権の乱用の防止、公共の福祉のための人権の制約等に関する、すこぶる明晰を欠いております。また具体性を持っておらないのであります。これが民主主義の行き過ぎであります。数多くの基本的権利に保護を

義務、國家に忠誠なるの義務、國家防衛の義務等がこれであります。しかるに現行憲法は、この種の義務の一つだとして明記しておらぬのであります。これはた民主主義の行き過ぎと私は断じます。憲法改正に當つては、私は基本中基本の乱用の防止を明確にするとともに、基本的義務を明示して、よつてせよの幸福と國家の健全をはかり、民主主義有終の美をおさめたいと思ふのであります。民主主義行き過ぎは正に國たる首相の見解を伺いたい。

次に、國民主權に關連して、天皇の性格に關して首相の所見をただしませう。

す。日本国憲法は、天皇を日本国の象徴であるといいたしました。わが国において最も古くかつ尊重すべき天皇の存在を、翻訳語である象徴なる文字をもって現わすがごときことは、わが国情にふさわしいと言ひ得るでありましょうか。しかも象徴なる文字が天皇の性格を現わすのに不適当であるがために、わが国憲法学者の象徴に関する意見は、区々にして歸一いたしません。かくのごとく天皇の憲法上の性格について定説がないということは、天皇の性格をあいまいならしめ、その影響は、憲法上及び政治上重大であると思ひます。私は、憲法改正に當つて

は、天皇を現わすのに象徴なる文字をもつてすべきではないかと思ふ。天皇が主権者でないことは言うまでもないが、天皇は、わが国を外国に向つて代表する元首とすべきであると思ふ。かくしてこそわが国情に連するばかりでなく、わが国の一体性を確保するゆえんであると信じます。私は、日本国の性格を、日本国は天皇を元首とする国民主権の国家であるとして、国民主権と天皇の存在との調和をはかつて、わが国の特色を維持せんとするものであります。天皇に関する首相の見解を伺います。

次に、家族制度について首相の意見をたゞしします。私は民主主義を奉ずるものでありますから、家庭の内部に、法の前の不平等を持ち込むことが考へられず、夫権の復活だとか考へたこともありません。しかしながら、現行憲法の家族に関する規定二十四条のごとく、個人主義に偏した態度には賛成することはできないのであります。家庭は人類社会の自然の集團単位であり、しかもこの自然の集團単位が、民族及び国家の発展の源泉となるのであります。でありますから、諸外国の憲法は、家庭に対して積極的に保護を加えているものが多いのであります。私は、わが国の家族制度についても、時代の変遷とともに欠点として排除すべきもの、すなわち戸主権、夫権のごときは排除するのが当然であります。しかしながら、社会の自然の集團単位としての家族の力、これはどこまでも保持していかなければならぬと思ふ。もし憲法が、かくのごとき考えを憲法上に明らかにする

ならば、憲法以下のいろいろな立法は、おのずからこれに順応して、家庭をして社会道徳の進展に寄与せしめ、かつ国民の幸福に貢献せしめ得ると思ふ。すなわち民族及び国家の発展を促すのであります。憲法改正に當つて、二十四条を改正する際には、家族に関する事項については、法律は、個人の尊厳と両性の平等に立脚するとともに、家族の敬愛と親と子の維持発展に役立つように法律を制定しなければならぬと憲法に明記すべきであります。首相に、家族問題に関する意見を伺います。

最後に、参議院制度の改革についてたゞしします。現行憲法が、議院内閣制をとる以上、二大政党主義によるものでなければ、政局の安定と政治の一貫性を確保し得ないのは当然であります。しかしながら、参議院が二大政党対立の姿となつたなら、参議院は第二院としての使命を果し得ないことが多くあります。私は、参議院が第二院として、いわゆる抑制均衡の作用によつて、その使命を果すためには、参議院はこれを非政党化することによつて、絶対中立性を確保することが理想であると思ふ。しかし、現行日本国憲法の参議院の組織及び権限等より判断すれば、参議院は政党化するのが当然であつて、中立性の維持などを望むのは、木によつて魚を求むるの類であります。私は国政上、第二院の必要性を強く主張するものであります。かつ、主として公選の方式によりつつ、しかも、その参議院の中立性、非政党化を要件とするものであります。現行憲法の参議院制度に対して私は満足いたしません。根本的の改革を望み、参議

院制度の改革というものを、私の憲法改正の重大なる理由の一つとしております。首相は、憲法改正に當つて、参議院制度についていかなる御意見を持っておられるか、お伺いをいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 廣瀬君の御質問に対して答弁をいたします。非常にたくさん質問でありましたから少し抜かすことがあるかもしれませんが、それら、それら、再質問をお願いいたします。

第一の御質問は、自衛隊についての性格についてであつたと思ふ。自衛隊が侵略を目的とするのではなく、自衛のためのことであることは当然のことであるが、その自衛軍の性格というものは、どういふふうにするつもりなのかというふうな御質問であつたと思ふ。ひろく私も廣瀬君と同じように、自衛隊を作りまして、それを侵略に使用するというふうな考え方は毛頭持っておりません。ただ、その自衛軍の性格、これを国民の軍として、軍令も軍政も、国会と、その監督のもとにある内閣とにおいて行ひ、国会と内閣とが軍を完全に制御する主体、そういうふうなやり方であれば安全だといふようなお考え方であつたと聞いたのであります。これは、全く同意であります。ただし、これらのことは、どういふふうに書くかという書き方などについては、憲法調査会において万遺憾なきを期すべきものだと思いますから、今日こゝで私は、どういふふうな書き方をすれば

ばいいという点までお答えをするわけには参りません。

第三に、民主主義、人権の尊重は、改正の意はもちろんながら、基本的人権の中には、尊重すべきものももちろんあるけれども、しかしながら、それは乱用せらるる危険があるといふように、私は聞いたのであります。それは、いふような点につきましても、これは憲法の書き方なのであります。これは憲法調査会において詳細に検討して、御返事をしなければならぬと思ひまして、こゝでにわかに御返事はできません。

次に、天皇の資格についてのお話がありました。国の代表について明確な欠くことがあるからして、天皇を元首とするがよいといふ御意見がありました。これについても非常な重大な問題でありまして、憲法調査会において慎重に審議をせらるる以外に道はないと思ふ。

家族制度についてのお話がありました。家族制度の個人をも尊重する、あるいは男女の、両性の平等を主張するといふことは当然であるけれども、この男女の平等は当然で、個人の尊厳も尊重する。だが何かそこで、どこかに訂正する必要があるのではなからうかといふお話であつたのです。が、私もよく聞き違へたかもしれません。ただし家族制度の改正については、詳細に憲法調査会において審議をして決定する以外にはないと思ふ。

はり憲法調査会において慎重な審議を待つよりしかたがないと思ふ。

以上、御答弁いたします。

〔廣瀬久忠君発言の許可を求む〕
○議長(河井彌八君) 再質問の時間はありません。

○議長(河井彌八君) 堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕
○堀眞琴君 私は、ただいま上程になつております憲法調査会法案について、次の一、二の点について質問をいたしたのであります。

提案者は、現在の憲法は占領下において、しかもマッカーサー草案を基礎にして作られたものである。従つてこれを検討し、改正すべきである。日本の実情に即した憲法を作らなければならぬといふのが提案理由の説明であります。私はこれらの問題、この提案者の理由とするところについては、いろいろ質問をいたしたのであります。が、時間が五分と限られておりますので、それらの問題は、いずれ委員会に譲ることといたしまして、私はこゝでは、憲法改正には一定の限界があるのではないかとすることに質問をするのであります。青木君、廣瀬君、それぞれ天皇の性格について質問をされました。私は、これを主権在民との関係において述べてみたいと思ふのであります。御承知のように、憲法の前文には「ここに主権が国民に存することを宣言し、」云々、また「その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、」云々とあります。主権者が国民であることは提案者も、それからまた自民党の質問者も、緑風会の質問者もこれを認めておるよ

うであります。しかし天皇の地位を元首という名前に変えてしまおうという点には、非常に大きな問題が存するのではありません。ただいまも鳩山首相は、この問題は重要であるからして、憲法調査会に任せようとして、その上できめたいという返事をしております。現在の憲法は、天皇の性格を国民の象徴として規定しております。青木君は一番先の質問において、シンボル、象徴という言葉は、いまだかつて使われておらないという話でありました。しかしながら、憲法解釈上、国王の地位がシンボルとして認められていたことは、これは外国では一般でありまして、たとえばシドニー・ウェップが書いておられますところの大英国家の構成に関する著書の中で、国王の地位について、大英帝国を構成する諸民族の象徴が国王である、このように述べておられます。日本でもシンボルという言葉は、今度の憲法で初めて使われたのではありません。伊藤博文が編さんいたしました憲法資料に載っております甲案草案によりまして、国王は一切の諸般の政権を総攬し云々と書いてあるのではありません。従ってシンボルという言葉は、決して現行憲法において初めて使われたのではなくて、しかもこのシンボルという言葉は二つの意味を持っております。一つは、単に民族結合の象徴としてこれを用いる、もう一つは、政権を総攬する地位において、それが国民のシンボルになる、こういう二つの意味であります。

明治憲法の草案となった最初の甲案草案は、これはその後廃棄されました、乙案草案となり、さらに明治憲法に草案が確定して明治憲法が制定されたのであります。その確定において、国王は国権のシンボルなりという言葉は削除されております。しかし一切の諸般の政権を総攬する地位というものは、明治憲法の第四條に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権を総攬シ」云々という文章になつてゐるのであります。その憲法意義における伊藤博文のこの間の事情をわれわれは十分に見ることができると思ふのであります。現行憲法の天皇に与えた性格としてのシンボルという言葉は、シドニー・ウェップ夫妻が書いておられるところのイギリス国王の地位を表明した言葉と同じだと申さなければなりません。

時間がありませんので、その点についての説明をこれ以上申し上げることはできないのであります。しかしながら現行憲法において、天皇が国民のシンボルであるということに関して、どういふ国家機能があるかということが問題になるのであります。現在のシンボルの意味が、ウェップ夫妻の言うような意味であるとするならば、当然国政に関する機能を国王が持たないことは、これはもちろんであります。国事に関する機能をのみ持つものであるということに規定したのはその意味であります。国事に關する機能という意味は、要するに国の機能によつて決定されたところのものを表示する地位であるといふだけであります。しかもこれには内閣の助言と承認という条件がついてゐるのであります。天皇を元首にするということは、甲案草案に述べられた国王は国権の象徴であるという地位、さらに明治憲法に言うところの「天皇ハ

國ノ元首ニシテ統治権」云々という、その地位に居ようとするものであります。主権在民の思想とまづこうから反するものだと申さなければなりません。

○議長(河井彌八君) 堀君、時間が来ました。

○堀君(河井彌八君) 私はその意味におきまして、この憲法調査会法案が憲法改正を意図し、しかも民主主義、人権尊重、和主義を貫くなどというふうな詭弁を弄する改悪意図に對しましては、まづこうから反對せざるを得ないのであります。この点に關しまして、提案者並びに鳩山首相の御答弁を願ひます。次第であります。(拍手)

○衆議院議員(山崎巖君) 堀さんのたゞいまの御質疑に對しましてお答えを申し上げたいと存じます。

日本国憲法の改正の限、すなわち日本国憲法をどの程度に改正できるかという問題につきましては、いろいろ議論のあることではございますが、私も多分といつたしましては、先にも申し上げましたように、現行憲法が掲げておられますところのいわゆる三原則は堅持していきたいという考えを持っております。その中で、何らその点については差しつかえないと考えております。ことに、限りの問題につきましては、天皇の地位に關連していろいろ御所論がございまして、私も多分といつたしましては、往時の天皇制の復活のようなことは全然考えておりません。あくまで主権在民の原則を堅持するものでございまして、天皇の地位をいかにするかという問題も、これはきわめて重大な問題でございますから、憲法調査会にお

きまして、慎重審議をわすらわれない問題であらうかと考えております。以上をもつてお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(鳩山一郎君) 堀君の御質問にお答えをいたします。

ただいま山崎君が答えたので十分だと思ひますが、山崎君の言われた通り平和主義、民主主義、基本的人権、これらの三原則を順守して憲法改正をやりたいということを説明の中で申しておりますので、その範囲内において憲法調査会は進行していくものと、ただいま考えております。(拍手)

○議長(河井彌八君) 八木幸吉君。

○八木幸吉君 ます発議者にお伺ひいたします。

この法案は、内閣よりの提出をやめて、議員提案とするくらいに配慮がなされておるのに、何がゆゑに調査会を憲法改正の発議権のない内閣に設置して、国会内に設けなかつたのであるか、承りたいのであります。私は内閣に憲法改正発議権を国会への提出権がないとは必ずしも考えないのであります。原案は、改正の方向を示すものでありますから、国会がこれを起草するのが妥当であり、ことさらに国会を避けて、調査会を内閣に設ける必要を認めません。いんや改正反対の立場にある社会党に、本案の賛成を求められたいきさつから考えてみて、超党派的に調査会を運営せんとするのでありますから、なおさらのことであります。学識経験者の参加を容易ならしむなどということは理由にな

昭和三十一年二月二十日 参議院會議録第十二号 昭和三十年度一般会計予算補正(第1号)外二件

きわめてあいまいであります。しかし、憲法改正のごとき大事業は、指導者に確固たる信念が必要であつて、ふらふら腰ではとうていその実現は困難であります。憲法調査会の目的は、憲法の再検討となつておりますが、改正がその目的であることは、きわめて明瞭でありますから、率直に改正の必要を強調して問題点を明らかにすべきであります。また改正の時期も三年後ではなしに、目下迫る参議院改選を機として、もつと勇敢に努力すべきものであると思つて、国民の啓発運動に對しては、一そう積極的でないければなりません。

私はこれらの点について、総理の確固たる信念を国会を通じて国民に披瀝せられんことを希望して、私の質問を終わります。

〔衆議院議員山崎巖君登壇〕
○衆議院議員(山崎巖君) 八木さんのたゞいまの提案者に対しては、お尋ねに對しては、お答え申し上げたいと存じます。

憲法調査会を国会に置くべしという御見解に對しては、先ほど千葉さんにお答えを申し上げました通りに、この調査会は、国会議員のほかに、学識経験者を同列として組織する審議調査の機関でございます。この種の機関は、内閣部に置くというのが前例でもございまして、妥当であらうと考えたからであります。また先にも申し上げましたように、調査会の調査審議の結果が、つづきに国会に報告されることに相なつておりますので、別段不都合はなからうかと考えます。なお憲法調査会法案は、第二十二回国会におきましても議員提案でございまして、そ

の際、衆議院ではすでに可決をみた次第で、今回も議員提案が適当であらうと思つたからであります。

予算案の点につきましては、総理に御ねがひをいたしました。この予算案、三十一年度予算の中に計上いたされておりますのは、政府が、憲法調査会法案の成立を見越されて計上せられたものと考へております。憲法改正という重要な事項は、政界自身が積極的な活動をなすべしとの御所見に對しては、全く同感であります。わが自由民主党におきましては、立憲党内に憲法調査会を設置し、熱心に現行憲法の全面的検討に努力を傾倒いたして、御了承のことをお願いいたしたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 八木さんの御質問に對しては、山崎君の答弁でも御了承願ひたいのでありますけれども、特に私に對して第九條に對しての御質問がありましたから、その点についてだけ私から申し上げます。自衛のために軍隊を持つということ、憲法があいまいに書いてありましても、現在ではできるとは思ひます。けれども、とにかくあの憲法は、成文において、陸軍は持てない、海軍は持てない、空軍は持てないといふのでありますから、自衛のためには陸軍を持ち、海軍を持ち、空軍を持つといふのは、憲法の成文から見ますと、ちよつとおかしいのです。それです。それを正確に持てるように訂正するといふことが、当然に日本の国民としてとるべき道だと私は考へてゐるのです。(拍手)「それでいいの

か」今憲法に違反してゐるということじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長(河井彌八君) 静肅に願ひます。議員諸君の静肅を希望いたします。

これにて質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号) 日程第三、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号) 日程第四、昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号) 以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号) 右は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月十七日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長河井彌八君

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)

右は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月十七日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長河井彌八君

〔審査報告書は都合により第十七号末尾に掲載〕
昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号) 右は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年二月十七日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長河井彌八君

〔西郷吉之助君登壇、拍手〕
○西郷吉之助君 たゞいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第4号)及び昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第1号)の、予算委員会におきまして審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら三案は、さきに実施いたしました地方財政についての臨時措置に伴う財源の補てん、食糧管理特別会計の赤字補てん、生活保護費、義務教育費、国庫負担金、旧軍人遺族等恩給費の不足補てん等のため、一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算を補正しようとするものであります。

まず、一般会計予算の補正におきまして、歳出の追加額は、三百五十四億円であります。その財源といたしましては、租税等の増収二百十八億円のほか、公共事業費等既定経費の節約繰り

延べ等により、百三十六億円を繰出いたすことといたしております。これによりまして、一般会計歳入歳出予算の総額は、当初の九千九百十四億から二百十八億円増加いたし、一兆百三十三億円となるのであります。

歳出の追加額のうちおもなものについて申し上げます。まず第一に、地方財政に関する経費であります。地方財政の窮状に對処し、とりあえずの措置といたしまして、さきに交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、六十億円の借入れを行い、これを臨時地方財政特別交付金といたしまして、地方団体に交付したのであります。が、今回の特別会計の借入金相当額六十億円を一般会計から補てんすることとしたのであります。

なお、地方財政に對しては、このほか地方交付税交付金の追加がございまして、すなわち所得税及び法人税の増収見込額九十五億円の二二%に当たる二十億九千万円が追加されますので、本年度の交付税及び譲与税配付金特別会計における一般会計よりの受け入れは、百八十億九千万円を増加して、千五百八十億円と相なるのであります。

第二に、食糧管理特別会計の赤字補てんであります。豊作による三十年度米の買入数量増加に伴ひ、食糧買入費等の歳出予算を増額する必要があるため、さきにこの特別会計の補正を行つたのであります。そのとき予定しておりました通り、この会計の三十年度末におきまして赤字百六十七億円のうち、インベントリー・ファイナンスに見合ふ百億円を除く残額の六十七億円を補てんするため、今回一般会

計からの繰り入れを行うことをきめておるのであります。

第三に、生活保護費等の不足補てんであります。生活保護費につきましては、実績に基き所要見込額が予算を上回るに至りましたので、不足額二十三億円を追加計上し、また義務教育費国庫負担金につきましては、二十九年度の清算に基き不足額十二億円と、三十年度の年末手当〇・二五カ月の増額に伴う不足見込額十二億円と、合せまして二十四億円を追加計上いたし、さらに旧軍人遺族等恩給費につきましては、受給見込人員の増加に伴う本年度内の不足額一七億円を追加計上いたしておるのであります。

第四に、その他の経費といたしまして、戦時中、政府が日本銀行から借り入れた金額を償還するための国債費十二億五千万円、国際金融公社出資金九億九千万円、日本電信電話公社交付金八億九千万円等を追加計上いたしております。

以上の歳出の追加に必要な財源といたしましては、すでに申し上げましたように、歳入の増加二百十八億円と、歳出の節約繰り延べ等百三十六億円、合せまして三百五十四億円でございますが、その内容は大体次の通りであります。

まず第一に、歳入の増加であります。経済の好転等に伴いまして、租税及び印紙収入については百六十億円の増収を見込んでおりますが、その内訳は、所得税八十五億円、法人税十億円、砂糖消費税十五億円、物品税三十五億円、関税十五億円であります。砂糖等の特殊物資の輸入差益につきましては、当初予算におきまして、特

殊物資納付金処理特別会計を創設いたし、これに吸収する予定でありましたところ、関係法律案の審議未了によりまして、この特別会計は成立いたしませんでしたので、今回、これを一般会計の歳入に寄付金として受け入れることとし、その金額を三十億円と予定いたしましたのであります。その他の歳入につきましては、国際電信電話会社の株式の売却代金八億九千万円、旧タイ国特別円債償還金十六億一千万円、金融機関調整勘定利益分配金十七億九千万円、その他合せまして七十八億円の増加を見込んでおります。

以上、歳入の追加額は二百六十八億円となりますが、上級たばこの売れ行き不振によりまして、専売納付金が約五十億円減少する見込みでありますので、差引歳入の増加額は二百十八億円となるのであります。

第二に、歳出の節約繰り延べ等であります。まず公共事業系統費につきまして、事業の執行状況等を勘案いたし、無理のない限度を目途として節約繰り延べ等を行うこととし、六十四億円を減額いたしております。

なお、このほか賠償等特殊債務処理費において三十億円、農業保険費において二十八億円、外航船舶建造融資利子補給その他において十四億円、合せ七十二億円の歳出の節約不用等を見込んでおるのであります。

特別会計及び政府関係機関の予算につきまして、以上申し上げました一般会計予算の補正に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計、同僚整理基金特別会計、日本専売公社等の予算の補正を行うほか、それ以外のものについても若干の補正を行なっておる次第であります。

以上が昭和三十年度予算補正の概略の内容でございます。予算委員会におきましては、十五日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、引き続き鳩山内閣総理大臣並びに関係閣僚に対しまして質疑を行なったのであります。この中ではそのうち一点だけ簡単に御報告いたしておきたいと存じます。

あります。以上が昭和三十年度予算補正の概略の内容でございます。

予算委員会におきましては、十五日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、引き続き鳩山内閣総理大臣並びに関係閣僚に対しまして質疑を行なったのであります。この中ではそのうち一点だけ簡単に御報告いたしておきたいと存じます。

すなわち、昭和三十年度予算の規模についてであります。今回の補正の結果、昭和三十年度予算は一兆百三十三億円となり、一兆円のワクを突破するに至った。このことは予算の補正を行わないという当初の言明に反するばかりでなく、いわゆる一兆円予算の公約にもそむくものではないか。もし少しぐらいなら一兆円を超過しても差しつかえないというのであれば、その限度はどのくらいであるか、などの質疑に対しまして、鳩山内閣総理大臣及び一萬田大蔵大臣より、「一兆円の数字そのものにも意義がないわけではないが、最も肝要な点は、財政の健全性を貫くということである。今回の補正で一兆円を百数十億円超過したとはいへ、一般歳入の限度内ですべての歳出をまかなっており、本質的には健全財政を一貫して堅持している」との答弁がありました。

以上のはか、広く内外の重要問題、ことに日ソ交渉、対比賠償等、当面の外交問題並びに労働政策、中小企業対策、農業及び食糧政策等の内政諸問題につきましても活発な質疑が行われましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存する次第でございます。

かくいたしまして、十八日をもちまして質疑を終局いたし、直ちに討論に入りまして、まず日本社会党を代表して、秋山委員は、補正予算を組まねことを繰り返し言明し、しかも一兆円予算を確約した鳩山内閣は、その公約に反し、今回の補正によつて、一般会計予算を一兆百三十三億円としたこと、地方財政に対する措置について、地方交付税率の引き上げによらず、臨時地方財政特別交付金というよりなこそくな手段によつたこと、教育公務員以外の地方公務員に対する期末手当の財源捻出不能分については、必要な財政措置を講ずべきであるとの国会の付帯決議を黙殺したこと、食管の赤字補てんは、食管特別会計に対しては一般会計からの繰り入れを行わないといふかねての言明に反し、かつ食管の経理内容に疑問の点があり、また砂糖差益金の吸収を法律で明確に規定せず、寄付金という形で受け入れていること、公共事業費の繰り延べは、さきに八十八億円と予定しながら、与党の復活要求に屈し、六十四億円に減額し、しかもこの額について、すでに行政措置をもつて天引きを行なっておるがごときは、国会の予算審議権を軽視するものであることなどの理由をもつて反対の旨を述べられ、次いで、自由民主党を代表して安井委員は、今回の補正の眼目たる地方財政措置については、さきの特別会計予算補正に伴う当然の補めくりであり、その財源の一部たる公共事業費の繰り延べについても、当初予定の八十八億円から六十四億円に減額しており、事業の実施に実質的に支障を来たさないため、万全の措置を講ずるようとの要望にも十分沿つたものであると認められること、食管特別会計の赤字補てん、生活保護費、義務教育費国庫負担金、旧軍人遺族等恩給費の増額など、すべての実情に即した適切な措置であること、今回の補正によつて政府の財政方針には何ら根本的な変化はないことなどの理由によつて賛成の旨を述べられ、最後に緑風会を代表して、豊田委員は、今回の補正はすでに実施済みの地方財政措置、食管の赤字補てん等避けることのできない経費に対し、租税の自然増収のほかは、極力歳出の繰り延べ、節約等であつており、現下の実情より見て必要かつやむを得ない措置と認めざるを得ない。しかしながら政府は、三十年度補正予算を組まないといふ言明しながら、統々と補正予算を提案したのは言行不一致であるから、今後政府は十分に責任を持つべきこと、また今回の補正に際し、砂糖差益金三十億円を業界の申し出によつて寄付金として受け入れることとしておるが、これは公明なるべき国家財政の措置として、不明朗かつ不安定である。ことに、どの業者から幾らずつ出すかについて協議中であるというに至つては、なおさらしかりであるから、政府としては、かような方法によることなく、適切、明確な法律措置をとるべきことの二点を強く要望して賛成の旨を述べられました。

これをもちまして討論を終りまして、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十年度予算補正三案は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○議長（河井彌八君）別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

贊成者起立

○議長（河井彌八君）過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。（拍手）

○山田節男君 私はこの際、英連邦軍の引き揚げに伴う諸問題に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○寺本廣作君 私は、ただいまの山田節男君の動議に賛成いたします。

○議長（河井彌八君） 山田君の動議に
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。山田節男君。

〔山田節男君登壇、拍手〕

○山田節男君 去る十四日オーストラリアのメルボルン放送によりまして、英連邦軍が、來たる三月から起算いたしまして十二週間以内に撤退させるといふ放送が行われたのでございまして。去る十六日広島県の呉市長並びに県知事等が、只におりまする英連邦軍司令官にこれを確かめましたところ、その放送がほんとうであるということがわかったのでございますが、これに關しまする幾多の労働問題、社会問題、産業問題等が生ずることは必至でございまして、この点に關し、鳩山内閣の所信を確かめたいと存じます。

まず第一に、鳩山首相に對してでございますが、これはすでに御承知の通り、日本は占領軍政下にあります。

て、占領軍に對しまする勞務者、これは半ば公務員的なものでございまして、現に第五国会と思ひますが、國家公務員法が制定されます際に、GHQにおきましては、この駐留軍の勞務者は公務員として扱うということになつておつたのでございますが、これは国会におきまして特別職ということにいたしましたのでございますが、その経過からいたしまして、この駐留軍の勞務者、もちろんこれは國連軍の勞務者も含めてでございますが、そういったような一つの地位を与えられ、ことに労働条件におきましては言語、風俗、習慣等を異にしているまことに困難な、一般官公勞、あるいは産業労働者とは非常に違つた労働条件のもとに働いておつたのでございます。しかも、これらの勞務者はすでに十年余にわたりました勤務をいたしてゐるといふ者もあるのでございまして、これらの人々に対しましては、政府として當然いろいろな特惠的とは申しませんけれども、この特殊な勞務者に対し、半ば公けの勞務者であり、なおまた、これは行政協定によりまして、あるいは國連協定に基きまして、すべて間接雇用でございまして、日本の政府がこれを調達する、役務を調達するといふ義務を負つてゐるものでございす。かような立場からいたしまして、今回のように英連邦軍が撤退をするにとによりまして、きわめて短期期間に約八千三百名という勞務者が解雇されるという運命に逢着いたしてゐるのであります。なおまた、アメリカの駐留軍の勞務者に対しまして、すでに青森県、鳥取県、あるいは宮城県等におきまして、計數千名の解雇者をすでに

出さんとしている状況にあるのでござい
ますからして、当然鳩山内閣としま
してこれに対する対策をおきめになる
必要があると思うのでございですが、
この点に關しまする鳩山総理は内閣の
首班として、どういったような所信と
対策を持たれるか。ことに、昨年十月
にこれは民主党内閣、民主党の時代
でございしますが、すでに民主党におき
ましては、この国連軍の引き揚げに対
する対策の特別委員会、あるいは田中
官房副長官が、これは主督とされるこ
ころの特需等対策連絡協議会というの
をお持ちになりました、相当具体的な
案をこれによって作られていたのであ
ります。民主、自由両党が合同されま
した後におきましては、石田博英君が
この方の特別対策委員会の委員長と
しておられるのであります。こういふ点
からみまして、私はこの重要な労働
問題、あるいは失業対策問題、産業問
題等につきまして、鳩山総理が全般的
にこれをいかに効果を上げるようなお
考えをお持ちになるか、この点につい
てお伺いしたいと存じます。

以下、各所管大臣について御質問を
申し上げたいと存じます。

外務大臣に対しましては、今回のこ
の国連軍が撤退するということにつぎ
ましては、一九五四年の二月に署名さ
れました日本国における国際連合の軍
隊の地位に關する協定、その二十四条
を見ますというのと、「すべての国際連
合の軍隊は、すべての国際連合の軍隊
が朝鮮から撤退していなければならな
い日の後九十日以内に日本国から撤退
しなければならぬ。この協定の当事
者は、すべての国際連合の軍隊の日本
国からの撤退期限として前記の期日前

のいすれかの日を合意することがでる。」こういう協定があるのでございますが、これによりまするならば、当然外務省といたしましては、国際外交の措置といたしまして、メルボルンの放送を聞くまでもなく、国連の所管からは、当然外務省に通知がなくてはならぬと思うのでございます。これによりますと、朝鮮から撤退しなければならぬ日から九十日以内といふこととございしますが、国連軍の朝鮮から撤退する期日について外務大臣に正なる通告があつたのかどうか。また、その撤退の時期につきまして外務大臣に、これまた英連邦軍の代表者から、あるいはアメリカ大使館を通じて明示があつて、これに対する外務大臣は合意されておるのかどうか、この点についてお伺いいたしたいと存じます。

なお、これは労働大臣に対する質問と関連いたしまするが、この行政協定に基きまする合同委員会におきまして、駐留軍の労働者は、あるいは国連協定によりまして当然これは適用されるのでありまするが、例のマスター・レーバー・コントラクト、労働基本契約でございますが、これはすでに足かけ四年になつておるにもかかわらず、これがいまだに先方において調印しなない。これがために退職の問題、あるいは雇用条件の、あるいは賃金の査定等につきましては、いろいろな問題を起しておるのでありまするが、私はこのの外務省が主管いたしまする協定にからみ、労働基本契約というものが一体どういう過程にあるのか、政府はこれに對してどうしても一日も早くこれを調印せしめるような努力をしておられる

かとうかというのを伺いたいと思ひます。

次に、労働大臣でございするが、労働大臣は調達庁を所管の大臣でございするから、その二つの任務を持たれる労働大臣に御質問をいたしたよう存じます。先ほど申し上げましたように、この英連邦軍の労働者は、国連協定に基きまして間接雇用であります。この雇用によつて生ずる幾多の問題については、これに対して政府が責任を持つという建前になっておるのであります。が、そういう観点からいたしまして、この英連邦軍の急遽撤退いたしましたることによつて生ずる労働問題につきましては、いろいろな具体的な案をお持ちだろうと存するのであります。が、まず第一には、これは昨年の六月からのことでございするが、第二十二国会以来のこととございするが、この駐留軍の労働者に対する特別退職手当の法制化の問題でございするが、議員立法として本国会に提出されまして、その内容といたしますことは、要するにこれらの労働者に対しては、退職金を一般公務員並みにして、これという趣旨なのでございするが、これが今日まで依然として具体化しないのであります。この点に關しましては労働大臣の所信をお伺いしたいと存じます。なお、これは当面の問題としては八千数百名の英連邦軍の労働者が解雇されることになるのでございするが、この問題に對しましては、すでに先ほど申し上げましたように、自民党の特別対策委員会並びに本年の二月三日の團議のこれは了解事項といたしまして、これらの解雇による失業対策につきまして、いろいろな案が政府

の案として、もうでき上つておるわけでありませう。たとへば全額、国庫負担による特別の失対事業、この問題につきましては、労働大臣としては閣議の了解事項となつておられますし、来年度の予算にこれは組まれるものと了解しておつたのでありますけれども、こういうものは含まれていない。その他与党の特別委員会でもきめられまして、たまたまの解雇者の職業指導の問題であるとか、あるいは転業資金の問題でございますが、これ等につきましても、やはり一つの企業組合、こういう融資をしようという、こういうことにつきましても、すでに与党の特別委員会がきめ、閣議が了解しておるのであります。今後いかようにこれが取扱われるかということについてお伺いいたしたいと存じます。

次は、大蔵大臣でございますが、先ほども申し上げましたように、全額国庫負担によつて特別の失対事業というものを起してもいいというところは、これは労働大臣からも特別な要望があつたと思つたが、これが予算化しないというところは、どういふようなことに経過がなつておるのか、この点をお伺いいたしたいと存じます。また今回の、かように一カ所において八千名というふうな労働者が解雇されるのでございませうが、これに對してはいろいろの失対事業でございませうけれども、いたずらに生産的なものでなく、いたしまして、たとえば今日のこの呉市なら呉市におきます多数の旧軍用財産が英連邦軍によつてこれを接収されておつた、これが解除されるのでございませうが、これを国有財産法あるい

は国有財産特別措置法というふうなものを一部改正いたしまして、これを地方自治団体において一つの管理委託と申しますか、失業の救済、就業の機会を与えるために、これらの国有財産を一時限定的に無償貸与して、あるいは時価よりも安くこれを譲り受けて、そして産業の発展と失業の救済に充てるといふようなことも、これは考へるべきじゃないかと思つたのですが、この点に對する大蔵大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

なおまた、これは労働大臣にも申し上げましたが、転業資金の問題、これは与党の対策委員会においては、これらの企業組合を作らせて、これに對する特別融資をするということになつておられますけれども、現行法におきましては、たとえば中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫あるいは商工組合中央金庫法によりましては、融資の對象にならないのであります。どうしてこれは一つの特別のワケを設けるといふことにしたければ、融通の道がないといふことに現実によつておるものであります。この点に關しては、私は大蔵大臣の所見を一つ確かめたいと存するのでございませう。もしこれが行われぬといふふうになりますならば、一人当たり最高四万円の更生資金といふことになるのでございませうが、これは現実的にはどうにもならないといふ状況でございませうので、この点に對する大蔵大臣の所見をお伺いしたいと存じます。

次は、防衛庁長官に對してでございますが、こうして旧軍用財産を接収しておりましたところの英連邦軍が撤退することになりますといふと、それ

を目当てに防衛庁、ことに呉におきましては、海上自衛隊がいろいろの施設を使つたが、おつたのであります。たとえば旧鎮守府であるとか、あるいは海軍病院あるいは製船場等を使つたといふことを防衛庁に申請しておるやうに私は伺つてございませうが、これは昭和二十五年の四月に旧軍港市転換法によりて呉市ならは呉市におきまして、一つの平和産業としてそのプランを持つておるわけでありませう。しかしながら今申しましたように、海上自衛隊がいろいろの施設を使うといふことになりませうれば、その特別法に基きまして産業都市転換といふものが不可能になつてくる、こういう点につきましても、どうしてやはり市が企圖します企業の誘致と防衛庁の施設をいかにするかといふことを調整しなければならぬかと思つたのであります。この点に對する防衛庁長官の所見を伺いたいと思ひます。なおまた、こういふ急激な、しかも大きな失業問題をひかへますことになれば、いきおい将来、海上自衛隊がその基地として使うといひますならば、産業の誘致もとりでありますけれども、たとえば船艇の建造あるいは修理、需品の購入等につきましても、私は特別の考慮をしていただかなければならぬと思つたのであります。この点に對する御意見を伺いたいと存じます。

さらに、太田自治庁長官に對しては、これは昨日本院に出されました国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案でございませうが、これは三公社の所在地市町村に對して交付金を与えるといふ法律でござい

ますが、これは呉市のみでなく、他の旧軍港都市においてもしかりでありませうが、非常に旧軍港用地が市の中心地の膨大な地域を占めてゐる、こういうものに對して、私はことに自治庁といひましては、それがために市の産業の発展といふものを阻害されるということになれば、当然これは一種の交付金のようなものを出すべきだと考へるのでございませうが、太田長官はこの点についてどういふふうな考へであるか。

時間がございませうが、もう一つは運輸大臣に對するお願いでございませう。以上申し上げましたように、非常に大きな失業問題が起きておる中で、幸い呉線の本線の電化の問題、これが一つ失業対策をかねて、早急にこゝろいふことを実現していただきたいと思つたのであります。この点に關して運輸大臣は何かお考へになるか。また港湾の問題にいたしましても、先ほど申し上げました産業の発展という意図から、重要港湾として指定されてゐる呉の問題につきましても御所見をお聞かせたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの御質問に對して、私からもお答えをいたします。

駐留軍関係労働者の対策は、非常なめんどろな問題でございませうが、各地方の実情に應じた具体案を推進してゆくに努力をしてゐる次第でございませう。詳細な内容は、担当の者からお聞き願ひます。

〔政府委員森下國雄君登壇、拍手〕

○政府委員(森下國雄君) お答え申し上げます。

外国軍隊の撤退に伴う失業問題に對する失業対策を容易にするために、従来合同委員会並びに國連關係による合同會議を通じて、撤退ないし移動に伴う人員の整理については、でき得る限り事前に余裕をもつて日本側に通告するよう要請をしております。相手方も、失業問題の重要性を十分認識して、このような要請にはでき得る限り協力を惜しまない態度を示しておるのでございませう。今回の國連軍の撤退についても、突然の発表と言われるが、政府が今月十六日通報を受けたところでは、撤退は三月の中旬に始まりまして、撤退の完了までは数カ月を要すると予想されておるのでございませう。従つて今般の通報はわが方がかねてからの事前通告の要請に應じたものであります。必ずしも突然の通告とは考へておりません。

今後具体的撤退に伴う人員の整理については、現地、及び必要に應じ中央にあつて協議をいたし、これによつて政府の対策を講じたいと考へておる次第でございませう。

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(倉石忠雄君) 山田さんのお尋ねでございませうが、英連邦軍が引き揚げますことにつきましては、このほど東京渉外事務所から正式に発表がございまして、その通りでございませう。現在英連邦軍に使用されておる労働者は、広島県呉地区七千九百六十八名、東京の恵比寿地区六百四十七名、山口県岩国地区二百四十九名、合計八千八百六十四名でございませう。ただ英連邦軍の撤退の時期は、ただい

また外務省の方からも申し上げました
が、調達庁において種々連絡いたして
おりますが、大体実際には七月以降と
なる模様でございます。月別の労務
者の解雇状況も、詳細はたまたま判明
いたしておりませんので、私の方と外
務省を通じて、現地軍との間に詳報を
得るべくたまたま緊密な連絡をいたし
ておる次第でございます。政府といた
しましては、従来より駐留軍の撤退に
伴ひましては、先般閣議了解をもつて決
定いたしました、特需の減少及び駐留
軍、国連軍の引き揚げに伴う対策に基
きまして、他の駐留軍部隊、または自
衛隊の部隊職員などへの配置転換や、
それからまた自営業をなさる方々に対
する援助や、その職業のあつせん及び
職業輔導等の適切な実施に努めま

あります。が、何と申しますか、いわ
ゆる前文の方は大体話がつきまして、
細目の協定につきまして、まだ彼我の
間に意見の一致を見ない次第でござ
いまして、関係各省とも連絡をいたし
まして、促進するように政府は努力を続
けておる最中でございます。

○國務大臣(一萬田尚登君登壇、拍
手) 駐留軍の
引き揚げに伴ひまして返還を受けま
す国有財産の管理、処分でありま
すが、これにつきましては昨年の、駐留軍及
び国連軍の引き揚げに伴う対策につ
いて閣議了解事項に従ひまして、
なるべくこの引き揚げに伴ひまして離
職される方々を吸収するということ
を、たとえば工場誘致に使つて、こ
ういふような離職者の吸収に最も効果
的である、こつういふ事業をなさる、こ
ういふことに貸与または譲渡する、こ
ういふような考えを今いたしてござ
います。それからまた、こつういふ離職者が
新しい事業を興す、こつういふ場合の資
金関係であります、これにつきま
しては、たとえば組合等をお作りにな
つて新しい事業を営む、あるいはまた、
その他事業を営みましようが、こつう
いふ場合には、中小企業金融公庫、国民
金融公庫あるいは商工組合中央金庫等
から、昨年末から特に資金を出さよう
にこつういふ指示をいたしてございま
す。特別に親切に見ることになつておるわ
けであります。なおまた、お話もあり
ますので、こつういふ点については、一
そつう注意をいたさういふことと思
います。

○國務大臣(船田中君登壇、拍手)
防衛庁関係に
ついての御質問にお答え申し上げます
と存じます。
英連邦軍の撤退に伴ひまして、呉地
区にありまする諸施設については、海
上自衛隊の施設として使用いたしたい
という希望を持っております。しかし
その具体的計画につきましては、今
なお検討中でありまして、関係当局と
も十分協議をいたして参りたいと思
います。もちろん呉市当局とも十分調整
をはかつていきたいと思つておる次第
であります。(拍手)

○國務大臣(吉野信次君登壇、拍手)
お話をあり
ました呉線の電化計画は、今すぐとい
うわけには参りかねる国鉄の経営状況
であります。しかしお話がございま
したから、失業対策の見地からよく私
も検討してみたいと思つております。
それから呉の港湾施設につきま
しては、私どももいたしまして、返還を
米軍側にかねてから要望してございま
すので、今回一そつう、その一つの機会だ
と思つて参ります。幸いにわれわれの
要望がいられまされた場合には、これ
はもちろん重要港湾として、いろいろ
の施設を整備して参りたいと、かよう
に考えております。

同時に、高率補助による失業対策事業
を実施する等、所要の手續を講じて
参つたのでございまして、今回の英連
邦軍労務者の解雇問題につきま
しては、さきめて事の重要性にかんがみ
まして、内閣に設けられております特
需対策連絡協議会におきましては、こ
れをさつそつ取り上げまして、関係各
省とともに、具体的対策の樹立、実施
に當る予定でございまして、この際、
ただいまお話をうなづかしたつて、こ
も、十分検討を加えて参りたいと思
います。お話の中でお触れになりまし
た労務基本契約のことは、外務省の方
からお答えがございましてしたから、
私から申し上げます。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第五、捕獲
審檢所の検定の再審査に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)を議
題といたします。
まず委員長の報告を求めます。運輸
委員長左藤義詮君。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案
捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔左藤義詮君登壇、拍手〕

○左藤義詮君 たいだいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行法は、日本国との平和条約第七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所が検定いたしました事件に対して、連合国から要請がありました場合に、国際法に従って再審査することを目的とするものであります。この法律の存続期間は、条約発効後、当初三年と定められておりましたところ、さきに第二十二回特別国会において「三年」を「四年」に改め、一年延長いたしましたので、本法は本年四月二十七日限りで失効することになっております。しかしながら、連合国の再審査の要求については、条約上期限がなく、また一方連合国の再審査の要請状況を現に連合国より補償請求に關連して照会のある事実にもかんがみまして、今後もお再審査の要請が

あるものと予想されますので、この際その要請に應ずる受け入れ態勢を継続するために、本法の存続期間をさらに一年延長しようとするものであります。

本委員会におきましては、質疑に入りましたところ、片岡委員より、「この改正案では、連合国より捕獲審検の再審査の要請に応じるため一年延長しようとするものであるが、平和条約に再審査についての期限がないので、一年の延長で足りるかどうか」とさらに、「この再審査の要請について、平和条約で無期限の取りきめをしたことは遺憾であるが、早期解決に事務的努力をなすべきではないか」というような趣旨の御質疑がありましましたのに対し、運輸大臣並びに政府委員より、「平和条約に期限はなかったが、再審査の処理は早く解決したいことを期待しており、差しあたり一年の延期をなし、善処したい」との答弁、さらに、「フイリピン、インドネシア等の諸国との平和条約の批准も近く期待され、また再審査の要請に關する照会のある状況からして、延期された一年間に連合国側が再審査の要請を行うことを期待したい」との答弁がございました。

討論に移りましたところ、片岡委員より、「平和条約締結の際において、日本政府に慎重を欠くところがあった結果、捕獲審検の再審査期間について無期限の負担を課せられていたことは遺憾であるが、現実の事実については最善の処置をとるべきであり、なるべく早く外交交渉により再審査の要請がなされるよう努力されたい」との希望を付して、本法案に賛成の意見が開陳されました。これにて討論を終り、採決

に入りましたところ、本法案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午後一時五十七分散会

○本日の会議に付した案件
一、日程第一 憲法調査会法案(趣旨説明)

一、日程第二 昭和三十年年度一般会計予算補正(第一号)

一、日程第三 昭和三十年年度特別会計予算補正(特第4号)

一、日程第四 昭和三十年年度政府関係機関予算補正(機第1号)

一、英連邦軍の引き揚げに伴う諸問題に關する緊急質問

一、日程第五 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八郎
副議長 重宗 雄三君

議員
上林 忠次君 片柳 眞吉君

加賀山之雄君 梶原 茂嘉君
柏木 庫治君 奥 むめお君
井野 碩哉君 山川、良一君
森田 義衛君 村上 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
八木 秀次君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 豊田 雅孝君
土田國太郎君 田村 文吉君
竹下 豊次君 杉山 昌作君
島村 軍次君 佐藤 尚武君
河野 謙三君 小林 武治君
後藤 文夫君 岸 良一君
北 勝太郎君 伊能繁次郎君
西岡 ハル君 井上 清一君
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
佐藤清一郎君 有馬 英二君
仁田 竹一君 滝井治三郎君
関根 久藏君 吉田 萬次君
白川 一雄君 武藤 常介君
岡田 信次君 寺本 廣作君
柳原 亨君 藤野 繁雄君
木島 虎藏君 一松 政二君
三浦 義男君 左藤 義詮君
石原幹市郎君 寺尾 豊君
中山 壽彦君 鶴見 祐輔君
青木 一男君 西田 隆男君
野村吉三郎君 泉山 三六君
津島 壽一君 苦米地義三君
大野木秀次郎君 斎藤 昇君
宮澤 喜一君 大谷 實雄君
石井 桂君 雨森 常夫君
平林 太一君 西川弥平治君
白井 勇君 横山 フク君
松平 勇雄君 最上 英子君
田中 啓一君 小瀧 彬君
青山 正一君 秋山俊一郎君
石川 榮一君 石村 幸作君

劍木 亨弘君 宮田 重文君
高野 一夫君 横川 信夫君
鈴木 強平君 野本 品吉君
平井 太郎君 川村 松助君
堀 末治君 西郷吉之助君
堀木 謙三君 遠藤 柳作君
松野 鶴平君 中川 以良君
吉野 信次君 笹森 順造君
黒川 武雄君 石坂 豊一君
高田なほ子君 久保 等君
山本 經勝君 山口 重彦君
加藤シヅエ君 岡 三郎君
三輪 貞治君 小西 英雄君
田中 一君 上條 愛一君
井村 惣二君 島津 忠彦君
重政 庸徳君 荒木正三郎君
小笠原二三男君 安井 謙君
入交 太藏君 川口爲之助君
平林 剛君 竹中 勝男君
赤松 常子君 木内 四郎君
深水 六郎君 岩沢 忠恭君
山下 義信君 山田 簡男君
井上 知治君 草葉 隆國君
栗山 良夫君 相馬 助治君
市川 房枝君 八木 幸吉君
須藤 五郎君 堀 眞琴君
若木 勝藏君 千田 正君
江田 三郎君 小林 孝平君
矢嶋 三義君 片岡 文重君
小林 亦治君 重盛 壽治君
大和 与一君 藤田 進君
湯山 勇君 千葉 信君
田畑 金光君 大倉 精一君
永岡 光治君 阿具根 登君
天田 勝正君 秋山 長造君
羽生 三三君 曾根 益君
森下 政一君 戸叶 武君
三木 治朗君

昭和三十一年二月二十日 参議院會議録第十二号

衆議院議員

國務大臣

古井 喜實君
山崎 巖君

内閣總理大臣

鳩山 一郎君

大藏大臣

一萬田尚登君

文部大臣

清瀬 一郎君

厚生大臣

小林 英三君

運輸大臣

吉野 信次君

郵政大臣

村上 勇君

労働大臣

倉石 忠雄君

國務大臣

太田 正孝君

國務大臣

船田 中君

政府委員

内閣官房長官

根本龍太郎君

法制局長官

林 修三君

法制局次長

高辻 正巳君

自治庁稅務部長

奥野 誠亮君

外務政務次官

森下 國雄君

外務省歐米局長

千葉 皓君

大藏省管財局長

正示啓次郎君

運輸省港灣局長

天竺 良吉君

運輸省鐵道

權田 良彦君

監督局長

土井 智喜君

捕獲審檢再審査

委員會事務局長

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部

十五円

(郵政料外)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三二一號